

練馬区立豊玉南小学校 同窓会規則

第1章 総 則

- 第1条 本会は豊玉南小学校同窓会という。
- 第2条 本会は、会員お互いの親しみを増し、母校の発展につくすことを目的とする。
- 第3条 本会事務所は豊玉南小学校内に置く。
- 第4条 本会のすべての諸事は出席者の半分以上の賛成があった場合に決定する。

第2章 会員及び客員

- 第5条 本会は、豊玉小学校の卒業生を会員とする。
- 第6条 本会は、母校の職員、旧職員を客員とする。

第3章 役 員

- 第7条 本会は、次の役員を置く。

1.会 長	1名
2.幹 事 長	1名
3.副幹事長	2名
4.書 記	3名
5.会 計	2名
6.会計 監査	2名
7.幹 事	数名

- 第8条 役員の仕事は次のとおりとする。
- 1.会長は会を代表し、総会・幹事会を招集する。
 - 2.幹事長は、総会・幹事会の議長となる。
 - 3.副幹事長は、幹事長を助け、幹事長の事故の時はその代理となる。
 - 4.書記は、総会・幹事会等の記録をとる。
 - 5.会計は、会計事務をする。
 - 6.会計監査は、会の会計を監査する。
 - 7.幹事は、会の仕事を分担し処理する。

- 第9条 会長・幹事長・副幹事長は、幹事会で会員の中から選ぶ。

- 第10条 書記・会計・会計監査は幹事の中から選ぶ。

第 11 条 幹事は、各同期会から数名ずつ選出する。

第 12 条 会長・幹事長・副幹事長・書記・会計・会計監査は兼任することはできない。

第 13 条 会員の任期は 2 年とする。しかし重任しても差し支えない。

第 4 章 顧 問

第 14 条 本会に、名誉会長を置く。

名誉会長は、豊玉南小学校校長になって戴く。

第 15 条 本会に顧問を置く。

顧問は幹事会で推薦し、総会に報告する。

第 16 条 顧問は母校の職員・旧職員その他母校に関係あるものから選ぶ。

第 17 条 顧問は会の重要な事柄について意見をのべることができる。

第 5 章 幹事会

第 18 条 今回に幹事会を置く。

幹事会は、会の仕事を計画し総課員議決を得て活動する。

第 6 章 総 会

第 19 条 通常総会は、毎年 1 回開く。

第 20 条 臨時総会は、幹事長の議決によって開くことができる。

第 21 条 総会では次のことをする。

1. 役員を決定する。
2. 会の仕事や会計を報告する。
3. 会則をかえること。

第 22 条 入会金

- ・昭和 39 年より入会金を頂く。
- ・入会金は 200 円とする。

(付 則)

本会は、昭和 40 年 6 月 27 日から実施する。

豊玉南小学校同窓会会則